

提供公園における遊具等の設置基準 (三郷市開発事業等の手続き等に関する条例施行規則の改正概要)

【趣旨・概要】

提供公園に係る遊具等の設置基準について、下記の理由により見直しを行う。

提供公園	面積 3,000 m ² 以上の開発事業の場合に、 面積の3%以上かつ 100 m ² 以上で整備しなければならない公園
------	---

- ・ 少子高齢化による公園ニーズの変化等を踏まえ、150 m²未満の小規模な提供公園について、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう改める。
- ・ 防犯のまちづくりを推進するため、300 m²未満の提供公園についても、照明灯の設置に努めるよう改める。

【改正の主な内容】

※ 改正点は太字・下線

改正前

区分	①	②	③	④
提供公園 の面積	100 m ² 以上 150 m ² 未満	150 m ² 以上 300 m ² 未満	300 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上
遊具	<u>ブランコ又は すべり台を1基、 その他遊具1基以上</u>	ブランコ又は すべり台を1基、 その他遊具2基以上	ブランコ1基、 すべり台1基、 その他遊具2基以上	公園担当課と 協議
その他	<u>ベンチ2基、 水飲み1基 等</u>	ベンチ2基、 水飲み1基 等	ベンチ3基、 水飲み1基 等 <u>水銀灯照明灯1基</u>	
緑地	<u>20%以上</u>	20%以上	25%以上	

改正後

区分	①	②	③	④
提供公園 の面積	100 m ² 以上 150 m ² 未満	150 m ² 以上 300 m ² 未満	300 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上
遊具	<u>公園担当課と 協議</u>	ブランコ又は すべり台を1基、 その他遊具2基以上	ブランコ1基、 すべり台1基、 その他遊具2基以上	公園担当課と 協議 <u>(③最低基準)</u>
その他		ベンチ2基、 水飲み1基 等 <u>LED照明灯(努力義務)</u>	ベンチ3基、 水飲み1基 等 <u>LED照明灯1基</u>	
緑地		20%以上	25%以上	

【施行日】 令和8年4月1日